



令和8年度開始事業 コミュニティバス高塚新田コースについて

令和8年5月21日

松戸市

実証運行概要

■ 運行開始日(予定)

令和8年8月3日(月)

■ 愛称

ゆめいろワゴンバス
高塚新田コース

■ 運行事業者

京成タクシーウエスト株式会社

■ 運賃体系

- ・大人(中学生以上) 300円
- ・小学生 150円
- ・障害者と介助者 150円
- ・未就学児 無料

■ ラッピングデザイン



■ ルート図



■ 乗車定員

- ・8名
(運転席・助手席除く)
- ※満車時の臨時便(増便)なし

■ 支払方法

- ・現金 ・交通系IC
- 【試験導入】
- ・クレジット ・QRコード

■ バス停デザイン



■ 運行日・時間

- ・平日運行のみ
- ・パターンダイヤ

停留所名	毎時 ※8時台~18時台 ※(13時~14時)は 運行なし
1 ベルクスファインシティ東松戸店	00分
2 東松戸駅前駐輪場	02分
3 東部老人福祉センター	03分
4 東部スポーツパーク	04分
5 秋山駅	12分
6 高塚幼稚園入口	15分
7 ウェルシア松戸高塚2号店	16分
8 こどもの遊び場	20分
9 高友園	20分
10 高安園	21分
11 新華飯店	22分
12 国分高校	23分
13 稲越霊園	24分
14 高塚新田緑地	25分
15 弁天池公園入口	26分
16 高塚新田集会所	32分
17 八幡神社	33分
18 秋山駅	40分
19 東部スポーツパーク	43分
20 東部老人福祉センター	44分
21 東松戸駅前駐輪場	46分
22 ベルクスファインシティ東松戸店	-

■適用する道路運送法区分の見直し

- 第2回松戸市地域公共交通活性化協議会(令和6年9月10日開催)において、道路運送法第4条による申請を前提に協議が調っていた。
- 今般の社会情勢を踏まえ、**需要や運行課題等を把握し、実態に合わせて柔軟に検証を行えるよう、道路運送法第21条による実証運行として実施する。**
- 期間は**令和8年8月開始日から2年間**とする。
- 実証運行において確認すべき内容は、下表に示すとおり。

項目	確認内容
利用需要	運賃を含めたサービス水準について時間帯別・区間別の利用状況を確認
運行ルート	公共施設・駅等との接続性や移動利便性を確認
ダイヤ設定	利用実態に応じた運行間隔・所要時間を確認
安全性	道路状況や停留所周辺の安全性を確認
定時性	交通状況による遅延傾向等を確認
運行効率	運行コストや収支性の確認
地域ニーズ	利用者・地域住民からの意見や要望を把握
持続可能性	将来的な本格運行可能性の検証



■今後の方向性

- **実証運行を実施しながら、安定的な運行が継続できると判断した時点で、道路運送法第4条による運行へ移行する。**

【参考】主要な道路運送法の区分

- 道路運送法における旅客運送に関する区分は下表のとおりであり、今回の実証運行の種別としては**第4条と第21条が適用可能**。

区分	種類	種別	運行の様態別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車 運送事業(法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条) (乗合旅客の運送)	路線定期運行 (省3条の3)	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省3条の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省3条の3)	
			一般貸切り旅客自動車運送事業(法4条) (1個の契約で11人以上の自動車を貸切って行う旅客運送)	・貸切バス
			一般貸切り旅客自動車運送事業(法4条) (1個の契約で11人未満の自動車を貸切って行う旅客運送)	・タクシー
	特定旅客自動車運送事業(法43条)		・工場従業員の送迎バス	
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送(法21条)				・実証運行 ・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法78条2項・79条)	交通空白地有償輸送(省51条) (公共ライドシェア)		・自治体バス ・交通空白地有償運送
		福祉有償運送(省51条)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて運送(法78条3号)		・日本版ライドシェア ・幼稚園バス	
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法78条1号)		—	

法:道路運送法 省:道路運送法施行規則